

**愛知県 緊急事態宣言発令に伴う、
「ATグループ健康保険組合」保健事業について**

表記の件、ATグループ健保が実施している保健事業について、厚生労働省(保健局)からの指導を基に、下記の通り見直しました。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

【実施期間】

4月11日(土)～「緊急事態宣言」終了までの間 (政府または愛知県の示した期間に応じて)

【期間中の体制】

① 『診療所(内科診療)』は通常通り運営

ただし、37.5℃以上 発熱患者の診察はできません

- ・院内感染を防ぐ隔離設備が当診療所に整っていないためやむなく中止。
⇒来院された37.5℃以上の方には、厚生労働省が開設している
電話相談窓口をご案内させていただきます。

② 『人間ドック』の中止

- ・「3密回避」徹底のため、4月15日(水)～5月10日(日)の期間を目途にして人間ドックを中止。

③ 『定期健康診断』の延期

- ・健診課が巡回実施している「定期健診バス」の運行を延期。

④ 『胃カメラ検査(内視鏡検査)』の期間内中止

- ・「胃カメラ検査」を期間中、中止。

【再開時期】

緊急事態宣言終了後 (政府または愛知県の示した期間に応じて)、順次再開を予定

【保健事業に関するお問い合わせ】 ATグループ健康保険組合 総務課：052-871-1476